

南相馬市条例第 号

南相馬市小高区復興拠点施設条例の一部を改正する条例

南相馬市小高区復興拠点施設条例（平成 30 年南相馬市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 25 条関係）				別表（第 25 条関係）			
1 基本利用料金				1 基本利用料金			
棟区分	施設区分	単位	利用料金	棟区分	施設区分	単位	利用料金
【略】				【略】			
北3棟	子育てサロン（キッチンコーナー）	【略】		北3棟	子育てサロン（キッチンコーナー）	【略】	
	第三多目的室	1時間	200円		チャレンジオフィス	1人／月額	10,000円
【略】				【略】			

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小高区地域振興課
令和 6 年 11 月 28 日

南相馬市小高区復興拠点施設条例の一部を改正する件について（概要）

1 趣旨

南相馬市小高区復興拠点施設に「起業支援施設」として整備された「チャレンジオフィス」について、南相馬市小高区復興拠点施設条例の施設区分及び利用料金の変更をするもの。

2 チャレンジオフィスについて

チャレンジオフィスは起業者等向けのコワーキングスペースとして小高区復興拠点施設（以下、小高交流センター）内に整備された。平成 31 年の施設開所から 5 年が経過し、これまでの利用者は 2 名に留まっている。

□施設概要 ※資料 6－2 参照

□現利用者 1 名 個人事業者

□利用期間 平成 31 年 2 月から利用開始、現在利用中。

※コワーキングスペース とは、さまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペース。

3 改正理由

小高交流センターは、自主事業の実施のほか、施設の貸館業務も行っている。特に第一・第二多目的室は防音設備を有していることから、楽器練習、カラオケ、各種サークル活動や会議等、様々な用途に対応した施設として、多くの市民に利用されている。

一方、チャレンジオフィスに併設された交流スペースは住民同士のコミュニティの場としての利用に加え、無料 Wi-Fi を備えていることから、インターネットを活用した事業者等が、コワーキングスペース的な機能を有した施設として利用し、チャレンジオフィスの利用に繋がっていない状況にある。

令和 6 年度からは、これまでの施設利用者に加え、令和 5 年度で用途廃止となった小高老人福祉センターを利用していた団体等による小高交流センターの利用が増えたことで、多目的室の予約日時の重複により、利用できない団体等が発生するケースが散見している。このことから、チャレンジオフィスの施設区分を多目的室に変更することで、施設利用者の利便性の向上、施設の利活用を図る。

4 条例の改正

南相馬市小高区復興拠点施設条例の一部改正(別紙資料 6－4「新旧対照表」参照)

5 施行期日

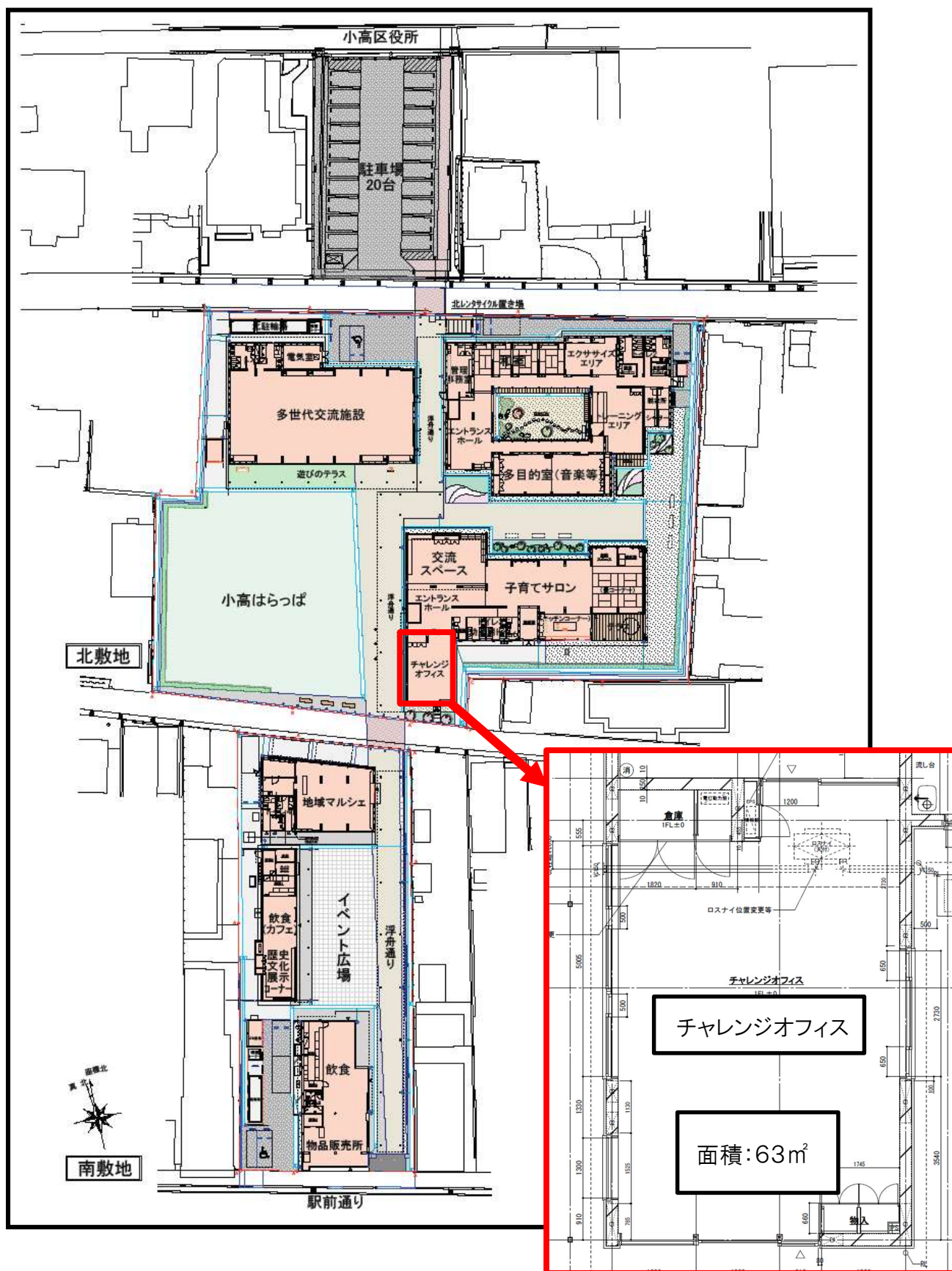
令和 7 年 4 月 1 日

6 今後の予定

令和 6 年 1 2 月 1 2 月市議会定例会

施設概要

●チャレンジオフィス配置図



●施設利用状況（レイアウト）

・チャレンジオフィス



・多目的室

